

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和4年度 教育委員会 第1回定例会)

開会 令和4年4月13日(水)

閉会 令和4年4月13日(水)

午前9時00分

午前10時10分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏名	職	氏名
	教育次長	藤井 和重	地域学校協働課長	岡田 良一
	教育次長	漁 修生	学事課長	因幡 成人
	教育総括室長	薩美 征夫	学校保健安全課長	濱本 新
	参与(人事担当)	八橋 徹	教育人事課係長	船川 昌之
	参与(教育政策推進担当)	岡崎 州祐	教育職員課係長	守屋 貴幸
	学校支援部長	吉田 巖一郎	学事課係長	辻 泰成
	学校教育部長	杉田 二郎	教育企画課係長	瀧井 佑介
	教育総務課長	竹村 一貴	教育総務課係長	伊藤 昭夫
	教育企画課長	原田 博司	教育総務課係長	大寺 修平
	教育人事課長	北島 綱史		
	教育職員課長	秦 淳也		
署名	教育長		委員	

付 議 案 件

< 教育長報告 >

< 議 題 >

- | | | |
|-----------|---|-------------|
| (審) 議案第1号 | 西宮市学校運営協議会委員の任命の件 | [地域学校協働課] |
| (審) 報告第1号 | 西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 | [教育総務課] |
| (審) 報告第2号 | 西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定の件 | [学事課] |
| (審) 報告第3号 | 西宮市立高等学校規則等の一部を改正する規則制定の件 | [学事課] |
| (審) 報告第4号 | 教育職員の旅費に関する条例施行規則及び西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件 | [教育職員課] |
| (審) 報告第5号 | 西宮市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程制定の件 | [教育職員課] |
| (審) 報告第6号 | 西宮市立の幼稚園、高等学校及び特別支援学校の市費教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則制定の件 | [教育職員課] |
| (審) 報告第7号 | 人事に関する件 | [教育人事課] |
| (審) 議案第2号 | 人事に関する件(当日資料) | 非公開 [教育人事課] |

< 一般報告 >

- | | | | |
|-------|-------------|-----|-----------|
| 一般報告① | 児童生徒の状況について | 非公開 | [学校保健安全課] |
|-------|-------------|-----|-----------|

< 資料による情報提供 >

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| ・第16回(令和4年3月)定例市議会における一般質問の答弁について | [教育総務課] |
|-----------------------------------|---------|

以 上

傍 聴

0名

<p>重松教育長</p>	<p>ただいまより令和4年度 第1回 教育委員会定例会を開催します。議事録署名委員には、山本委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>例年、審議に入る前に、事務局より4月1日付で発令した課長級以上の人事異動について紹介していましたが、BCP発動中のため書面のみでの紹介とさせていただきます。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>本日は傍聴希望者はおられません。会議は公開が原則ですが、議案第2号は人事に関する案件であり、現時点では公表されておりません。</p> <p>また、一般報告①は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、はじめに私から報告をさせていただきます。</p> <p>昨日の校長会でも話をさせていただきましたが、最初ですので教育の中身について話をさせていただきます。今年度から新教育課程が、幼稚園から高等学校まで実施されています。ただし、高等学校については学年ごとの進行のため、今年度は1年生が、来年度は2年生が実施されるという形になります。新教育課程の実施に際しては、高等学校の教科書の採択の問題があり、特に2年生に関しては様々な難しい部分があり、様々な意見が出ています。</p> <p>新しい学習指導要領は、幼稚園は2018年度、小学校は2020年度、中学校は2021年度に実施され、高等学校は2022年度より1年生から年次進行で実施されます。特別支援学校については、小中高等学校の学習指導要領に合わせての実施となっています。</p> <p>幼稚園、小中学校における改定の特徴は、未来の社会を切り開くための資質能力を一層確実に育成するために、社会と共有した社会に開かれた教育課程を実施すること。知識の質をさらに高め、確かな学力を育成すること。</p> <p>その他に、知・徳・体のバランスを図ることが挙げられます。知については、ただ学ぶだけではなく、何のために学ぶかという意欲も大切であり、主体的、対話</p>

的な深い学びが要素として入ってきています。徳については、豊かな心です。体については、健やかな体が大切であり、道徳教育の充実や体験活動の重視。他にも体育や健康指導の実施が挙げられます。

それぞれの特徴ですが、幼稚園につきましては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確にし、10の項目が挙げられています。

その中には、自立心、道徳、規範意識の芽生え、社会性の関わりなど、認知的なことに関わるものや、思考の芽生え、数量や図形についての関心、豊かな感性など、表現に関することが入っています。

小学校は、英語が外国語として導入されたり、プログラミング教育が必須になったこと、合わせて特別教科として道徳が位置付けられたということが挙げられます。

中学校は、情報教育としてプログラミング教育をきちんと行うことや、聞く・話す・書く・読むという英語のコミュニケーション能力の育成が挙げられています。それに伴い、今まで1,200語程度だった学ぶ英語の単語数が、1,600語から1,800語程度まで増えています。

本年度から実施されている高等学校では、何をやるのかだけではなく、どのように学ぶのかということが重視されている他、成人が18歳に引き下げられたことを受け、技術家庭科の中に消費者教育が入り、主権者教育として公民科に必須教科として公共が導入されています。

他にも、お金を借りることも自己責任となること、仕事などの契約をしたときにも問題の発生が想定され、今、国会ではアダルトビデオへの出演契約をしたときにどうするのかという問題が出てきています。これまでは、20歳になるまでであれば契約後でも断ることができたのですが、引き下げ後もそれができるような方策をとらなければいけないのではとされています。

また、国語、地理・歴史の科目においても中身が変更されています。

英単語については、中学校と同じように高等学校も現在1,800語ぐらいですが、2,500語程度まで増えています。ここから考えると、恐らく大学入試では4,000語から6,000語の単語力がなければ難しいだろうと言われています。

このように様々なことが大きく変わっていく中、二つのことについて話をしたいと思います。

一つは、先ほど申し上げた知・徳・体の、徳にあたる情緒の部分で、これは心をどう育てるかという問題です。心は体に対してあるもので、知識・感情・意思な

どの精神的な働きのもとになるもの、とされています。

心は明確な定義がありませんが、心理学の分野では一応の定義がなされています。しかし、平凡社の心理学の百科事典に「心」という項目があるわけではないため、どう定義するかということは難しい問題です。

また、心を育てるためには言葉と感性を同時に育てる必要があり、情操教育が大切だと言われています。

つまり、自分で考える力や感じる力、心や人間力を育てる教育をしなければ、感性は中々育っていかないということが言われています。

情操教育の基本は、四つの項目が挙げられています。

一つは、科学的な情操教育として、自分の置かれている状況や事象を観察して、知的判断をする能力を付けること。例えば季節の移り変わりや自然の摂理について知ることや、季節の行事に参加することで文化や歴史を知り、その気持などを理解するということが、情操を育てるのです。

次に、道徳的情操教育として、善悪の判断、人を思いやる心、協調性を育てることが大切だと言われています。

これは、本を読むこと、または読み聞かせによって想像力を養ったり、体を動かすことで、心身の健やかな安定がもたらされたり、団体競技などを通じて相手の気持ちを理解したり思いやりを持ったりする気持ち、そういうものを育てることが大切だと言われています。

続いては情緒的な情操教育として、人や動物の命の重さを知ることが挙げられます。これは、生き物の暮らし、命の大切さを知ることなどによって養われると言われています。

最後に美的情操教育として、絵を描いたり、音楽を聞いたり、絵を見ることで、美しい、きれいといった感動を味わうことが挙げられます。これは、楽器を演奏したり、歌をうたうことで、目に見えない情緒や表現力を養い、自由な発想で絵や粘土作りをすることで、思うことや思考することの成果につながっていきます。最近、図工や美術などで言われていることは、絵を描くことも大切ですが、絵を見ることも大切だということです。それは、見ることによって相手がなぜこの絵を描いたのか、なぜこのような描き方をしたのかを考えることで、創造性や思考する力につながっていくと考えられているからです。

もう一つの思考についてですが、結論を導き出す過程において、筋道や方法などを模索する精神的な運動だと言われています。つまり、思考は結論を導き出す必要があり、答えが出ないのであれば、出ないという答えが必要であり、見えなか

ったものが見えるようになり、明らかになって行き、そのことに対して喜びを感じるということが思考には必要なのです。

また、思考は受け身ではなく能動的でなければいけません。

思考するという事は、子供たちが受け身になるのではなく、自分たちで行うことが大事だと言われています。

一つの思考実験ではないのですが、こんな話があります。

東京都江戸川区の善養寺に、「影向のマツ」と呼ばれる大きな松があります。この黒松は、樹齢600年を超える巨木で、東西31メートル、南北28メートルの大きさだそうです。当然それだけ枝が張っていれば添え木をすることになります。そのような立派な松があるため、寺の門前に「日本一」という看板を立てたそうです。

ところが、あるとき偶然にそこの前を通りかかったタクシーの運転手が、私の出身地である香川県志度町にも、この松に負けないような「岡野マツ」があり、それこそが日本一だと住職に伝え、それを聞いた住職が、香川県志度町の真覚寺にある「岡野マツ」を見に行ったそうです。

この松は、樹齢は同じように550年から600年ぐらいで、高さ8メートル、枝の張りは33メートル、巻き尺で実測すると、わずか数センチの差で「岡野マツ」の方が枝ぶりが大きかったそうです。面積もほぼ互角でしたが、住職は形の良さから、善養寺にある「影向のマツ」が上だと自分に言い聞かせて帰ったそうです。

あるとき、そのお寺である式典があり、その際に「影向のマツ」が日本一だと紹介したことで、マスコミも注目する論争になったそうです。

この話は一年後に決着がついたのですが、「どのような結果になったのでしょうか」というのが、この思考実験です。皆さんは、いかがお考えでしょうか。「高さが大きいのでこちらの松」「いや、こちらの松の方が美しい」と言った意見が出てくるかと思います。これが本当の答えになるのかはわかりませんが、この論争は、一年後に同じく式典を行った際に決着がついたそうです。式典には、相撲協会の理事と行司が来られており、その話を聞いた行司の木村庄之助は、「どちらも日本一です。横綱にも東の横綱、西の横綱があるのだから、それぞれの松を西の横綱、東の横綱にしてはどうか」と話をし、どちらも横綱ということで決着がついたそうです。

余談ですが、その後「岡野マツ」は枯れてしまい、今は無くなっているそうです。一方の江戸川区の「影向のマツ」は、天然記念物に指定され、今も残っているそ

うです。

ここから考えられることは、一つの課題を与えて、子供たちが自由に考えるということは非常に面白いことであり、一つの答えはあるものの、様々な考えが子供たちから出て議論する中で、結論が出てくるような授業がこれから展開されていけばと思っています。

ここまでお話したように、様々なことが変わっていく中で、学習指導要領以外にも、大きく四つのことが挙げられます。

一つ目は、今年の7月1日から教員免許の更新制が廃止される予定です。

二つ目は、2024年度から初任者は、特別支援学級か特別支援学校を10年間で複数年必ず担当することになります。

三つ目は、大学への飛び級についてです。今までは大学を中退すると、中学卒業扱いになっていましたが、高校で50単位以上、大学で特定の偏りのない10単位を取れば、高校卒業の資格を得ることができるようになります。これについて、ギフテッド教育をどうするかという問題が出てきています。

四つ目は、働き方改革です。教師の仕事内容について触れられており、例えば登下校の見守りは、本来教師の仕事ではない、といったことです。

他にも学年費用の管理などについても教師がやるのではなく、違う人がやるべきではないかと示しています。

ただし、これらを教師が行ってはいけないとはなっていません。働き方改革の中でどういう方向性になるのか、近々細かい内容が出てくるかと思っています。

国の基本方針は、教師は授業をすることが基本であり、その他については例えばスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどで対応するということを考えているようです。

つまり教師本来の仕事以外の事務仕事などについては、それぞれの専門家が対応し、その為に学校の中に様々な人材を入れていくという方向で、動いているようです。

それには先ほど申し上げた社会に開かれた教育課程にも関わってきます。大きな問題として地域の教育力、家庭の教育力が非常に低くなっているということがあります。また、地域の様々な組織がなかなか機能していないという問題もあります。例えば民生委員は、なり手不足により、いない地域があったり、自治会においても参加率が70%を切り、子ども会の参加率は半分にも満たない状況です。学校ではPTAに加入しない人が出てきており、組織することが難しくなっています。このような状況では、地域社会に家庭の教育力向上に協力してもら

山本教育委員	<p>うことは困難であり、結果的に一層教師の仕事量が大きくなっていることが課題だと思っています。</p> <p>新しい学習指導要領のスタートに際し、現状の課題と、今後それらをどう解決していくかということを考え報告をさせていただきました。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>新教育課程の話の中で、思考とか社会に開かれた教育課程というお話があり、それに関する最近の新聞記事が二つほどありました。一つは3月の新聞に出ていたのですが、西宮の中学2年生の社会科で、ある先生が現在のウクライナとロシアに関わることを教材化されていました。これは私はすごく勇気があって、しかも新教育課程の考え方に沿った素晴らしい授業だと思います。先ほど教育長から、正解のない授業という話がありました。</p> <p>これまでの授業は正解を教師が持っていて、その正解を当てる授業が中心でした。そうではなくて、正解は一つではなく、正解をみんなで考えて作っていく、そういう授業をすることは、社会科の教師からすると怖いものです。しかしそれを実践し、生徒は物事を多角的多面的に様々な立場から考え意見を出し合い、考える授業をしています。これが新聞に2回にわたって取り上げられていました。まさに新しい教育課程の授業を試みているということです。あまり難しく考えなくても、少し発想を変えるとそういう授業ができるということを、西宮の中学校の先生が証明してくれたのです。こういうことを市教委として、どんどんアピールされたらと思います。</p> <p>もう一つは、思考とも社会に開かれた教育課程とも関係することで、豊岡の総合高校の取組みが、4月の新聞で紹介されていました。現在は高校でもタブレットを使っているのですが、地域の工場の方と相談しながら、そのタブレットのケースを作るという取組みです。自分たちがしていることが、社会とつながっていることを感じられるため、当事者性も生まれてきます。正解はない事柄のため、どうすればよいかを真剣に考えていく。まさにこれは、新しい教育課程が求めている授業です。タブレットケースは販売もされており、記事には写真が載っていましたが、ベージュと紺でコウノトリを表し、斜めのラインが羽ばたいている様子を表しています。こういう素敵なことが、実際行われていますし、発想を変えれば、こういう具体的な取組みができるということを後押しする働きかけを、ぜひともしてほしいと思いました。以上です。</p>
--------	--

長岡教育委員	<p>教育長のお話の中で、指導の方法が問われているということがありました。昨日の研修でも教員は学び続けることが重要だというお話をさせていただいて、私の専門である健康や体力作りに関連するスポーツサイエンスの分野でもまさにそうで、以前は効果的だと言われていた指導方法やトレーニング方法が、全く効果が上がらないということがあります。効果が上がらないだけならいいのですが、それを行うことで弊害があり、スポーツ障害を引き起こしてしまうというような事例もあります。日々情報が更新されていくので、教える側というのは、情報を収集して学び続けたいいけないと思っています。</p> <p>教育の向上を目指すには、教員の質を上げていく必要があるのだと思います。そのためには教える側の学ぼうとする姿勢が大事ですが、それを実践しようと考えると、教材研究や授業準備に時間がかかります。上手な方は隙間時間で教材研究や授業準備をされるのだと思うのですが、私は時間のやりくりがうまくないので、まとまった時間がないと落ち着いて取組めないのです。隙間時間と言っても、5分や10分でできるようなことではないので、時間的、精神的な余裕がないと取組めないのではないかと考えています。</p> <p>これは、最後に出てきた働き方改革にもつながっていくと考えていて、一つのことを変えようとしてうまくいかず、様々なことが紐づき関連づいていると思います。先生に対し、しっかり授業準備して授業の質を上げてくださって言ったとしても、時間や精神的な余裕がなければできないので、多面的に物事を動かしていかなければと思いました。逆に考えると、一つがうまく動き出せば、全体がうまく回っていくとも思います。</p> <p>以上です。</p>
藤原教育委員	<p>教育長がおっしゃった中で、知徳体のうちの徳を育てることは、心をどう育てるかということだというご指摘がありました。</p> <p>心というものが、人為的に育つのかというそもそも論もあるかと思うのですが、私はこれを肯定的に考えています。教育長のおっしゃる情操教育は、心を育てるのに役立つのだろーと思えます。しかし、心を育てるということを、学校教育に求めてしまうと、教育現場が大変になってしまうので、学校現場としては積極的に豊富な材料を与えるということが良いのでは、と考えています。</p> <p>大人になって様々な人と会って思うのは、理屈や論理は正しいことを言っているのですが、その判断はおかしいのでは、という人にしばしば会うことがあります。私の偏見かもしれませんが、芸術的素養や文学的素養に欠けている人が多い様に</p>

側垣教育委員	<p>思います。</p> <p>言っていることは間違っていないのですが、何かひっかかる人にはそういう傾向があるようです。</p> <p>オウム真理教の幹部には頭の良い人が揃っていたのですが、あの人たちに一番欠けていたのは文学的素養だったという指摘を、ある本で読みました。つまり、学校教育の中で、芸術や文学的要素の材料を与えるということは、非常に有効だと思います。具体的には、様々な行事だと思います。この1、2年間はコロナ禍でいろいろと制約があったのですが、西宮市は近隣自治体に比べると積極的に行事を実施したと考えておりますので、今後もいろいろ障害はあると思いますが、行事や見学会など、そういう機会を確保していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>私の立場から言うと、教育は小学校から教育課程が始まりますが、その前の幼児教育の重要性が、ずっと言われています。生まれてからの乳児期、0歳、1歳、2歳までの育ちが非常に重要になってきます。私がよく言うのは「食う・寝る・遊ぶ」を子供たちに経験させた上で、教育課程を進めていくということが重要だと思います。なかなか難しいことかもしれませんが、そのためには幼児期から小学校課程に移る際のつながりをいかに大切にするかです。これまでも西宮でも取組まれて来ていますし、最近では国の審議会で、幼児期の教育とそのつながりの課題ということで整理をされてきています。</p> <p>しかし、それを見ると教育側の視点からの経験値ばかりなのです。養育側の視点、例えば保育や、0歳からの育ちを重要視したつながりへの課題が薄いのです。私たちの立場から見ると、すごく上から目線で定義がなされているので、そうではなく、教育の基本は育ちです。知、徳、体、これらのベースは、極端に言えば生まれる前からの子供たちの育ちが非常に重要に関わってくるのですが、そういう意味では、学校だけに求めるのではなく、いかにそういう部分と連携をしていくかが重要です。多様な意見を集め、連携していきながら教育課程にどうつなげていけば良いのかを考えていくことが非常に重要だと思います。養育、養護と教育という課題がよく言われるのですが、それには一人の子供に対して、全ての側面を両側から見ていくことが重要だと思いました。</p> <p>そういう視点も持ちながら、考えていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
--------	--

重松教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、これより審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号「西宮市学校運営協議会委員の任命の件」を議題とします。</p> <p>地域学校協働課長、お願いします。</p>
地域学校協働課長	<p>議案第1号「西宮市学校運営協議会委員の任命の件」について、ご説明いたします。</p> <p>今回、任命の対象となる候補者は、学校長からの推薦のあった人となります。</p> <p>委員の任期は、令和4年4月14日から令和6年3月31日までとなります。</p> <p>お手元の資料、2ページをご覧ください。</p> <p>2ページには、今回、任命する委員候補の一覧を学校ごとに記載しております。</p> <p>3、4ページは、学校ごとの委員名簿となります。</p> <p>表の網掛け部分が今回任命する委員候補となります。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>議案第1号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。</p> <p>次に、報告第1号「西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p> <p>教育総務課長、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>報告第1号「西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について説明させていただきます。</p>

<p>重松教育長</p>	<p>本件は、4月1日付で人事異動が行われたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。</p> <p>議案書の裏に参考資料としてつけております新旧対照表のとおり、佐々木教育次長を後任の漁教育次長に文言を改めるものです。</p> <p>なお、施行日の関係で3月25日に教育長の臨時代理により決定をいたしました。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第1号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、報告第2号「西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p> <p>学事課長、お願いします。</p>
<p>学事課長</p>	<p>それでは、報告第2号「西宮市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明をいたします。</p> <p>お配りしております資料1ページをご覧ください。</p> <p>2月2日の教育委員会議でご報告いたしました、「西宮市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、3月議会で可決されましたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。</p> <p>改正内容につきましては、2ページの新旧対照表に記載のとおりでございます。</p> <p>第1条の2につきましては、授業料の徴収方法を条例に引き上げたことから削除しております。</p> <p>第6条につきましては、「すみやかに」と「または」を漢字に改めております。</p> <p>なお、施行日の関係で3月25日に教育長の臨時代理により決定をいたしました。説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>

重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第2号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>続いて、報告第3号「西宮市立高等学校規則等の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p> <p>学事課長、お願いします。</p>
学事課長	<p>報告第3号「西宮市立高等学校規則等の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明をいたします。</p> <p>お配りしております資料1ページをご覧ください。</p> <p>このたびの改正は、民法の一部改正に伴い、令和4年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなることを踏まえ、西宮市立高等学校規則ほか3本の規則について、成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等について所要の改正を行ったものです。</p> <p>改正内容につきましては、6ページからの新旧対照表に記載のとおりです。</p> <p>なお、施行日の関係で3月31日に教育長の臨時代理により決定をいたしました。</p> <p>説明は以上です。よろしく願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>成年年齢が18歳に引き下げられたことで大きく変わった部分があれば、お願いします。</p>
学事課長	<p>簡単に言いますと、今まで保護者と生徒本人との両名で申請をもらう書式があっ</p>

	<p>たのですが、成年年齢が引き下げになったことによりまして、高校3年生で18歳を迎えた生徒については、本人だけの申請でよくなったという改正になっております。</p> <p>以上でございます。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ということは、例えば進路を決めるときに、保護者の同意があれば本人の希望で決められるのでしょうか。</p>
藤原教育委員	<p>法定代理人ではなくなるのですが、保護者であることに変わりないと思います。</p>
側垣教育委員	<p>親権との関わりはどのようなのでしょうか。</p>
藤原教育委員	<p>今まで親権者が法定代理人として同意が必要だったものが、単独でできるというだけなのです。しかし、学校教育との関係では、子供たちはまだ不十分な存在だということには変わりはないので、保護者はサポートするという意味もあると思います。法的な代理人だけではなく、サポートするという役割もあるので、保護者であることは変わりないと思っています。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第3号については、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め承認します。</p> <p>次に、報告第4号「教育職員の旅費に関する条例施行規則及び西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」、それから第5号「西宮市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程制定の件」を一括して議題とします。</p> <p>教育職員課長、お願いします。</p>

教育職員課長

それでは、報告第4号の「教育職員の旅費に関する条例施行規則及び西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして説明させていただきます。

この二つの規則は別々のものですが、1月19日の事務局との懇談会において説明をさせていただきました市全体の「旅費に関する条例」の改正により、共に見直しが必要となった規則であるため、まとめて改正を行うものがございます。

初めに、「教育職員の旅費に関する条例施行規則」の改正内容につきまして、説明させていただきます。

改正が必要になった理由としましては大きく分けて三つございます。

一つ目は、「宿泊料を減額することによるもの」、二つ目が「新たに採用された教育職員の移転料の額は国の支給額を参考に定めておりましたが、高校教員の人事交流が現状では兵庫県内に限られていることから、兵庫県の支給額に合わせることにしたことによるもの」、3つ目が「日当を支給する地域を見直し、半日当支給地域をなくしたことによるもの」でございます。

お配りしております報告第4号の資料6ページ、新旧対照表をお開きください。

まず、第4条の赴任旅費の支給要件のところについてですが、より具体的な支給要件を明記することといたしました。

続いて、7ページをご覧ください。

現行では第6条に「移転料の減額」について記載してありますが、移転料については兵庫県の条例を準用することとしたため、削除しております。このことにより、7条以下の条文全てが1条繰り上がることとなりました。

続いて9ページをお開きください。

表の左側、第8条の第4項に、ただし書きとしまして「宿泊料の額は14,000円を上限とする。」を追記しております。これは、基本的には宿泊料の額は今回の改正で14,000円から12,000円への減額となりますが、修学旅行のように生徒たちと宿泊場所を共にすることが必要になる場合などは、これまでどおり上限額を14,000円のまま、とするものです。

ほかにも改正している個所はございますが、主な改正内容は以上となります。

続きまして、「西宮市立の学校の管理運営に関する規則」の一部改正についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

この規則は、名称どおり学校の管理運営に関する基本的事項について定めたものであります。

第42条第10項第1号のイに、高等学校の事務長の事務専決事項として「係長の市内又は近接地の旅行に関する命令及び復命」があります。

これまで事務長が専決できるのは「市内又は近接地」への旅行としていたのは、この地域が日当が支給されない地域であったためですが、今回の改正で半日当地域が日当が支給されない地域へと変更になり、日当が支給されない地域が拡大したため、事務長が専決できる旅行の範囲を「日当不支給地域」へと改めております。

同様に第2号のイ、係長が専決できる事務職員等の旅行に関する命令及び復命の範囲も変更しています。

この規則の施行日は、令和4年4月1日でございます。

通常、規則を改正する場合は、改正規則案を教育委員会会議に付議し、承認を得るところでございますが、3月16日の臨時会の時点におきましても「旅費に関する条例」の改正が市議会で議決されておらず、その改正内容を含む当規則を会に付議することができなかったことから、3月31日付で教育長の臨時代理により当規則を制定しております。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、報告第5号の「西宮市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程制定の件」につきまして説明させていただきます。

先ほど、報告第4号で説明をさせていただきました「西宮市立の学校の管理運営に関する規則」には、高等学校に所属する事務職員等が旅行する際の命令及び復命は事務長もしくは係長の専決事項である旨を定めておりましたが、この規程は、学校を除いた教育委員会の事務局及び教育機関の職員の専決事項について定めたものであります。

2ページの新旧対照表をお開きください。

別表第1として、人事に関する共通専決事項表が載っています。

先ほどと同様に、日当が支給されない地域と日当が支給される地域で専決区分を分けておりますが、日当が支給されない地域が拡大したため、文言を改めています。

この改正規程の実施日も令和4年4月1日でございます。

先ほどと同様の理由により、3月31日付で教育長の臨時代理により当規程を制定しております。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

<p>重松教育長</p>	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第4号、報告第5号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、報告第6号「西宮市立の幼稚園、高等学校及び特別支援学校の市費教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p> <p>教育職員課長、お願いします。</p>
<p>教育職員課長</p>	<p>それでは、報告第6号の「西宮市立の幼稚園、高等学校及び特別支援学校の市費教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして説明させていただきます。</p> <p>この規則は、地方公務員法の規定に基づき実施する西宮市立の幼稚園、高等学校、特別支援学校の市費教育職員の人事評価につきまして、その実施方法などを定めたものです。平成28年度の実施以降、一定の年月が経過したことから、市として、一部、内容の見直しを行うこととなったため、教育職員に対して実施する当規則についても見直しをすることとしたものでございます。</p> <p>なお、当規則の施行日は、令和4年4月1日であるため、本来は施行前に教育委員会定例会もしくは臨時会に付議しておくべきところでございますが、3月16日の臨時会の時点におきましても市全体の人事評価の見直し内容が確定しておらず、臨時会に付議することができなかつたため、3月31日付で教育長の臨時代理により当規則を制定しましたので、その改正内容を報告いたします。</p> <p>お配りしております報告第6号の資料2ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>改正箇所は2カ所ございます。</p> <p>1カ所目は第1条の「趣旨」の項目に「人事評価を行う目的」を追加しました。</p> <p>2カ所目は第2条の「人事評価の方法」についてでございます。</p> <p>人事評価は能力評価と業績評価により実施します。業績評価は、これまで「あら</p>

	<p>はじめ設定した業務目標の達成度のみ」で客観的に評価することとしておりましたが、職場や担当業務によって設定する目標のレベルが一定しないことから、改正後は「業務目標への取り組み姿勢等」についても評価対象に加えることといたしました。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>今回の改正は、成果だけではなく、やる気や意欲が対象に入ってきていますが、これら进行评估することは大変だと思います。</p>
側垣教育委員	<p>質問です。この人事評価は、一定の基準に基づき年に一回必ずされるのですか。</p>
教育職員課長	<p>これは年に一回するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
側垣教育委員	<p>それともう一つ質問です。人事評価をする人たちに対する研修はあるのですか。</p> <p>また、誰が評価するかということは、役職によって決まっているのですか。</p>
教育職員課長	<p>例えば、教諭については第一次評価が教頭、第二次評価が校長です。教頭については第一次評価が校長、第二次評価が事務局というように、役職によって分けております。</p>
側垣教育委員	<p>決まっているのですね。分かりました。</p>
重松教育長	<p>これは市立学校の話です。県立については、県で実施しています。</p> <p>よろしいですか。他にはありませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>報告第6号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、報告第7号「人事に関する件」を議題とします。</p> <p>教育人事課長、お願いします。</p>
教育人事課長	<p>報告第7号は、令和4年4月6日付人事異動につきまして、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項による臨時代理により、3月31日に決定したことを報告するものでございます。</p> <p>お手元の資料3ページ及び4ページをご覧ください。</p> <p>3ページの課長級の異動につきましては、コロナ対応のため応援職員として派遣していましたものの併任解除となります。</p> <p>4ページについてご説明いたします。</p> <p>この年度末年度当初にかけて、市内学校園管理職が体調不良により出勤できない状況となったことから、急遽、学校教育課指導主事を安定した学校運営のために当該校に派遣いたしました。</p> <p>そのため、事務局内において、当初、4月1日付で教育研修課に配置することとしておりました係長級の指導主事を、4月6日付で学校教育課へ転任させ体制の安定を図ったものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。ご承認賜りますようお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第7号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって承認します。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>傍聴者はおりませんので、このまま進めたいと思います。</p> <p>一般報告①「児童生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p>

重松教育長	<p>(非公開)</p> <p>他にはございませんか。 よろしいですか。 では、なければ一般報告①を終了します。 次に、議案第2号は秘密会で行いますので、関係者以外の職員は退出をお願いします。 ます。</p> <p>(関係者以外の職員退出)</p>
重松教育長	<p>議案第2号「人事に関する件」を議題とします。</p> <p>(事務局提案説明)</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました、これより質疑討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質疑討論)</p>
重松教育長	<p>議案第2号については、原案のとおり可決してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 以上で予定されていた議題は全て終わりました。 これをもちまして、第1回教育委員会定例会を閉会します。 ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>